



2025年12月8日

各 位

会社名 T O A 株式会社
代表者名 代表取締役社長 谷口 方啓
間合せ先 (コード番号 6809 東証プライム)
執行役員経営管理本部長 木原 功雄
(TEL 078-303-5620)

自己株式の処分および株式売出しならびに新株式発行に関するお知らせ

当社は、2025年12月8日開催の取締役会において、自己株式の処分および当社株式の売出しならびに新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは1934年に創業し、今年で創業91年目となる業務用音響機器・映像機器のグローバルメーカーです。当社グループは国内に35拠点、海外に27拠点を置き、企業価値「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくるー」の実現に向け、活動しています。

事業領域を「Public Safety」「Public Communication」「Public Space Design」と定め、「Public Safety」では、自然災害や犯罪・事故等の危険から少しでも多くの人々を守り、社会の安全・安心を実現するソリューションを提供し、「Public Communication」では、時間や空間の隔たり、言語や年齢など多様性を乗り越え、便利で快適な社会のコミュニケーションを実現するソリューションの提供、

「Public Space Design」では、日常のささやかな楽しみから、非日常の特別な体験まで、人々の心をより豊かにする空間演出を実現するソリューションを提供し、「安心」「信頼」「感動」の価値を提供しています。当社は、非常放送などの業務用音響機器や監視カメラといった映像関連機器、鉄道車両向け機器を手掛け、使用環境に応じた音を報せるノウハウに長け、映像処理や機器間をつなぐネットワーク技術を活用し、納入先は工場や学校、病院、商業施設、自治体など、世界120カ国でグローバルに製品を納入しております。

当社グループは、2025年11月4日に、創業100周年を迎える2034年度を節目として、次の100年を生きていく会社を目指す長期経営戦略「NEXT100 TOA」を策定し、7つの取組みを掲げました。

- ・すべての人が適切に情報を受け取れる社会の実現
- ・すべての人が安心して意思疎通できる社会の実現
- ・すべての人に居場所がある社会の実現
- ・新たな領域への持続的な挑戦
- ・世界が認めるブランドになる
- ・地球と共に生きるイノベーションの追求

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分および株式売出しならびに新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

・個性が光る強いチームをつくる

これらを進める原動力として「人」と「技術」への投資をより一層強化してまいります。

2027年3月期から2029年3月期までの次期中期経営基本計画では、事業変革の道筋を定める主な取組みとして、報せるソリューションの革新、海外成長の加速、顧客支援ソリューションの進化、新規事業開発を設定し、これらの取組みに資する重点投資項目を定め、成長に向けた投資をさらに拡大します。

具体的には、すべての人が適切に情報を受け取れる社会の実現に向けて、平常時から緊急時まで、必要な情報を最適な手段で届け、受け手の認知・行動につなげる「報せるプラットフォーム」を構築し、地域や施設になくてはならない社会システムとして実装します。そのプラットフォームが有効に機能するよう、適切な行動を促すためのプランニング、混乱時でも的確に運用するためのコンサルティングまでビジネスを拡張します。世界的な都市化の進展と人口集中に伴い、報せるソリューションの事業機会は、拡大していくと捉えています。都市の数、都市に居住する人口は、ともに著しく増加すると言われており、地域や施設の多機能化・大規模化と人流の集中が世界各地で一段と進むと認識しております。人口集中エリアでは、災害が起きれば大きな被害が生じるリスクが高まる一方、行政や事業者のオペレーションは複雑化していきます。こういった状況下では、スマートフォンではすべての人へ適切に情報を届けることは難しく、公共の情報伝達インフラがこれからの都市の機能として不可欠なものになると見込んでおります。多くの人に一斉に情報を届けることができる音の利点を最大限に活かし、映像の力も合わせて、人々への効果的な情報伝達に取り組んでまいります。

また、「海外成長の加速」のために、ソリューション提供力と商品競争力を強化します。技術支援・メンテナンス等のエンジニアリング機能を高度化するとともに、環境に優しい商品の開発、サプライチェーンの最適化、生産自動化などの取組みを進めます。

「顧客支援ソリューションの進化」として、日本地域では、少子高齢化・人口減少が進む中、学校、交通インフラ、工場など、現場の安全性と運用効率を改善する顧客支援ソリューションを進化させ、労働人口減少、設備改修、防災ニーズへ即応し需要を獲得します。

さらに、当社本社ビルの改修および本社併設ホールの機能を見直し・強化してまいります。特に、当社本社併設ホールについて、当社製スピーカーを使用するにあたっての音響環境の最適化に加え、当社製品の性能や価値を「体験・発信」できる場として再設計し、ブランド発信、顧客体験の向上、実証実験、社内研修といった機能価値を最大化し、グループ全体の共有資産として、顧客向けソリューションの提供の場として戦略的に活用してまいります。併せて、高効率空調やLED照明、断熱強化、太陽光発電や蓄電設備の導入など、省エネ・創エネの観点を織り込んだ改修も行い、ワークスタイルのアップデートと生産性向上等を実現するために人的投資を実施します。

これらの投資により、当社製品の性能・価値の体験による受注率の向上、受注規模の拡大、エネルギー使用量およびCO₂排出の削減によるコスト低減とESG評価の向上を見込んでいます。加えて、ステークホルダーとの関係強化や当社製品の採用率の向上など、総合的な企業価値向上への寄与を目指してまいります。

これらの重点投資項目に対する投資額は、現在進めている中期経営基本計画フェーズ2（2024年3月期から2026年3月期）の2倍を超える水準となり、3年間で総額112億円以上の投資を行います。これに加えて、成長機会の一つとして、M&Aおよび業務資本提携による外部資源の活用も想定しており、当社の投資採算基準と適切な審査プロセスに基づき、迅速に判断・実行してまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分および株式売出しならびに新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

今回の自己株式の処分および第三者割当増資による調達資金は、当社が掲げる「報せるプラットフォーム」の開発ならびに海外での商品競争力強化や環境負荷低減などの付加価値向上および商品ラインナップの統合を加速させるための試験研究を目的とした資金、商品の Web オーダーに関わる EC 整備および CRM や出荷自動化・生産自動化などのデジタルツール導入資金ならびに統合基幹システムの更新のための資金、温室効果ガス排出量の削減に配慮した建物設計、併設ホールの機能見直し・強化を目的とした本社改修工事の設備投資資金、ならびにグループ子会社における短期借入金の返済資金に充当する予定です。

また、日本取引所グループによる「TOPIX 等の見直しの概要」を踏まえ、次期 TOPIX の継続採用に必要な浮動株比率の向上も考慮し、今回の自己株式の処分および第三者割当増資を決定しました。

本資金調達により、次期中期経営基本計画の目標達成と、中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

(1) 募集株式の当社普通株式 4,000,000 株

種類および数

(2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 12 月 16 日(火)から 2025 年 12 月 22 日(月)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。

(3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

(4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

(5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の 2 営業日後までの間まで。

(6) 払込期日 2025 年 12 月 23 日(火)から 2025 年 12 月 26 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日が、2025 年 12 月 16 日(火)または 2025 年 12 月 17 日(水)の場合は 2025 年 12 月 23 日(火)、2025 年 12 月 18 日(木)の場合は 2025 年 12 月 24 日(水)、2025 年 12 月 19 日(金)の場合は 2025 年 12 月 25 日(木)、2025 年 12 月 22 日(月)の場合は 2025 年 12 月 26 日(金)とする。

(7) 申込株数単位 100 株

(8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 谷口方啓に一任する。

(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分および株式売出ならびに新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行なうかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の当社普通株式 600,000 株
種類および数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 600,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 谷口方啓に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 600,000 株
種類および数
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2026 年 1 月 20 日（火）
- (6) 払込期日 2026 年 1 月 21 日（水）
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 谷口方啓に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分および株式売出しならびに新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、600,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借り入れた株式（以下「借り入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2025年12月8日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2026年1月21日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年1月16日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借り入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借り入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあります、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借り入れ株式の返却に充当することができます。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し借り入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集による自己株式数の推移

現在の自己株式数	4,040,649株	(2025年11月30日現在)
一般募集による処分株式数	4,000,000株	
一般募集後の自己株式数	40,649株	

3. 今回の本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	34,136,635株	(2025年12月8日現在)
本件第三者割当増資による増加株式数	600,000株	(注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	34,736,635株	(注)

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分および株式売出しならびに新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集および本件第三者割当増資による手取概算額合計（上限）7,254,230,000円の使途につきましては、2029年3月末までに、災害時や有事における緊急放送の運用の複雑さを解消する「報せるプラットフォーム」の開発ならびに海外での商品競争力強化や環境負荷低減などの付加価値向上および商品ラインナップの統合を加速させるための試験研究を目的とした資金として3,732,000,000円を、商品のWebオーダーに関わるEC整備およびCRMや出荷自動化・生産自動化などのデジタルツール導入資金ならびに統合基幹システムの更新のための資金として1,119,000,000円を、温室効果ガス排出量の削減に配慮した建物設計、オフィス環境の改善による従業員エンゲージメントの向上、今後の事業展開を見据えた併設ホールの機能見直し・強化を目的とした本社改修工事の設備投資資金として2,403,000,000円を充当し、残額が生じた場合には、当社からの投融資を通じてグループ子会社における短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

本資金調達により、当社は研究開発の強化、「報せるプラットフォーム」の構築によるコンサルティングビジネスへの拡張、事業継続性の向上およびデジタルトランスフォーメーションの推進を図ってまいります。

なお、今回の調達資金を充当予定の本社改修工事の設備投資資金に係る当社の設備計画の内容は、2025年12月8日現在、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法 (注)	着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
本社及び販売部門等 (神戸市中央区)	日本および全社	管理部門及び販売設備等	4,150	—	自己株式処分資金、増資資金および自己資金	2027年 1月	2028年 3月

(注) 自己株式処分資金は、今回の公募による自己株式の処分に係る調達資金であり、増資資金は、本件第三者割当増資に係る調達資金であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績への影響は軽微であります。調達資金を上記の資金に充当することにより、収益力の向上に繋がるものと考えております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分および株式売出ならびに新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題のひとつとして位置付けております。

利益配分に関しましては、持続的な成長を目指し、事業への投資拡大を基本としながらも、財務規律のもと年間 85 円（中間配当 40 円および期末配当 45 円）の安定配当を維持することを基本として、業績を加味した連結配当性向 85% のいずれか高い方を目安に決定いたします。

なお安定配当については、連結株主資本配当率（DOE）5 %以上といたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であり、当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	54.51 円	62.61 円	78.66 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	40.00 円 (20.00 円)	40.00 円 (20.00 円)	40.00 円 (20.00 円)
連結配当性向	73.4%	63.9%	50.9%
自己資本連結当期純利益率	3.9%	4.3%	4.9%
連結純資産配当率	2.8%	2.7%	2.5%

(注) 1 連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

2 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。

3 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分および株式売出しならびに新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	678 円	835 円	1,179 円	940 円
高 値	853 円	1,229 円	1,231 円	1,782 円
安 値	646 円	802 円	821 円	797 円
終 値	825 円	1,173 円	925 円	1,647 円
株価収益率	15.13 倍	18.74 倍	11.76 倍	—

(注) 1 2026年3月期の株価については、2025年12月5日(金)現在で表示しております。

2 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2026年3月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるシスメックス株式会社、公益財団法人中谷財団、井谷憲次、因幡電機産業株式会社、家次和子および和田妙子は野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資および株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分および株式売出しならびに新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書およびその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。